

食安輸発第0324001号
平成21年3月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(タイ産ニオイタコノキ及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年12月19日付け食安輸発第1219001号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、タイ産生鮮ニオイタコノキにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

タイ産ニオイタコノキ及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) SIAM FOODS EXPRESS (THAILAND) CO., LTD.が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、ジフェノコナゾールに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（ジフェノコナゾールを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参考)

1. 品名：生鮮ニオイタコノキ
2. 生産国：タイ
3. 輸出者：SIAM FOODS EXPRESS (THAILAND) CO., LTD.
4. 検査結果：ジフェノコナゾール 0.06ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検疫所：成田空港検疫所（届出受付番号：第21017360490号1欄）
6. 輸入者：株式会社 タイオリエント商事